

## 宮崎市スポーツ少年団団員派遣費交付要綱

### 1 主旨

この要綱は、宮崎市スポーツ少年団団員の社会性や協調性を養うとともにリーダーとしての資質を育むことを主旨とし、九州規模以上のスポーツ少年大会等（競技別交流大会及び資格取得講習会は除く。）へ派遣する場合に適用する。

### 2 交付対象

交付の対象は、宮崎市スポーツ少年団登録団員とする。

### 3 補助対象事業

- (1) 全国スポーツ少年大会
- (2) 九州ブロックスポーツ少年大会
- (3) 日独スポーツ少年団同時交流事業
- (4) その他（団員派遣事業等）

### 4 交付決定及び交付額

前項3「補助対象事業」について、宮崎県スポーツ少年団から派遣決定通知を受けた団員に対して、次のとおり派遣費を交付する。

#### 【派遣費】

派遣費	派遣都道府県
10,000円	国外、北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、新潟県、富山県、石川県
8,000円	福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県、岐阜県、愛知県、沖縄県
6,000円	福井県、滋賀県、三重県、和歌山県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
4,000円	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県

### 5 派遣費の交付

- (1) 交付通知を受けた団員は請求書を提出する。
- (2) 派遣費の交付は届け出口座への振込みとする。

附 則 この要綱は、公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日から施行する。  
この要綱は、平成29年4月1日一部改正する。

(1 主旨 2 交付対象 3 補助対象事業 5 派遣費の交付 (1) (2))